

## 議案第 2 号

沖縄県教育庁等職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令について

以下の理由により、沖縄県教育庁等職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令案を別紙のとおり提出する。

平成29年 3 月16日提出

沖縄県教育委員会教育長 平敷 昭人

### 理 由

課長の職に係る能力評価における評価項目及び行動として、仕事と生活の調和や多様な働き方を推進しつつ、業務効率化に向けた取組を行うことを明確に位置付け、より一層の公務の能率的な運営を図る。

これが、この議案を提出する理由である。

(別紙)

沖縄県教育委員会訓令第 号

沖縄県教育庁等職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令

沖縄県教育庁等職員人事評価実施規程（平成28年沖縄県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2の3の項中

5 人材育成	部下の指導・育成を行う。	を
5 人材育成・組織活性化	部下が能力を最大限発揮できるよう、適切な指導・育成を行うとともに、仕事と生活の調和や多様な働き方を推進しつつ、業務効率化に向けた取組を行う。	に改める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

## 訓令案の概要の説明

部課名 教育庁総務課

**1 件名**

沖縄県教育庁等職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令

**2 改正の経緯及び必要性**

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第23条の2第2項の規定に基づき、人事評価の基準及び方法に関する事項は、任命権者が定めている。
- (2) 沖縄県教育委員会においては、知事部局と同様に、職員の健康維持、公務能率の維持・向上等の観点から、職員の状況に応じた働き方や、健康で豊かな生活のための時間の確保等に向けた取組を推進する必要がある。
- (3) また、沖縄県教育委員会特定事業主行動計画「仕事と子育て両立支援プラン～働くパパママ子育て応援プラン～」（平成27年3月）においては、所属長の責務として、職員の仕事と生活の調和の推進に資するよう効率的な業務運営や良好な環境づくりに向けた取組を行うこととしている。
- (4) これらの趣旨を踏まえ、課長の職に係る能力評価における評価項目及び行動として、職員の仕事と生活の調和に資する取組に向けて組織マネジメントを行うことを明確に位置付けることで、より一層の公務の能率的な運営を図る。

**3 改正案の概要**

- (1) 課長の職の評価項目及び行動として、仕事と生活の調和や多様な働き方を推進しつつ、業務効率化に向けた取組を行うことを加える。
- (2) この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

**4 根拠法令**

地方公務員法第23条の2第2項

**5 添付資料**

新旧対照表

沖縄県教育庁等職員人事評価実施規程（平成28年沖縄県教育委員会訓令第3号）新旧対照表

新 旧

第1条から第3条まで（略）  
 (人事評価の方法)  
 第4条（略）  
 2（略）  
 3 能力評価は、評価期間において現実に職員が職務遂行の中でとった行動を、標準職務遂行能力（沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が別に定めるものをいう。）の類型を示す項目として別表第2及び別表第2の2に定める評価項目（以下「評価項目」という。）ごとに、各評価項目に係る能力が具現されるべき行動として別表第2及び別表第2の2に定める行動に照らして、当該職員が発揮した能力の程度を評価することにより行うものとする。  
 4（略）

第1条から第3条まで（略）  
 (人事評価の方法)  
 第4条（略）  
 2（略）  
 3 能力評価は、評価期間において現実に職員が職務遂行の中でとった行動を、標準職務遂行能力（沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が別に定めるものをいう。）の類型を示す項目として別表第2及び別表第2の2に定める評価項目（以下「評価項目」という。）ごとに、各評価項目に係る能力が具現されるべき行動として別表第2及び別表第2の2に定める行動に照らして、当該職員が発揮した能力の程度を評価することにより行うものとする。  
 4（略）

第5条から第31条まで（略）  
 別表第1（略）  
 別表第2（第4条関係）

第5条から第31条まで（略）  
 別表第1（略）  
 別表第2（第4条関係）

標準的な職	評価項目	行動
1 及び 2 (略)	(略)	
3 課長	1 構想	所管行政を取り巻く状況を的確に把握し、課の行政課題に対応するための方針を示す。
	2 判断	課の責任者として、適切な判断を行う。
	3 説明・調整	所管行政について適切な説明を行うとともに、組織

標準的な職	評価項目	行動
1 及び 2 (略)	(略)	
3 課長	1 構想	所管行政を取り巻く状況を的確に把握し、課の行政課題に対応するための方針を示す。
	2 判断	課の責任者として、適切な判断を行う。
	3 説明・調整	所管行政について適切な説明を行うとともに、組織

参考

	方針の実現に向け、関係者と調整を行うことができる。
4 統率	課の施策形成力又は施策実施力を高め、目標達成に向けて、所属職員をまとめていく。
5 人材育成	部下の指導・育成を行う。
4から7まで (略)	(略)

別表第2の2から別表第5まで (略)

	方針の実現に向け、関係者と調整を行うことができる。
4 統率	課の施策形成力又は施策実施力を高め、目標達成に向けて、所属職員をまとめていく。
5 人材育成・組織活性化	部下が能力を最大限發揮できるよう、適切な指導・育成を行うとともに、仕事と生活の調和や多様な働き方を推進しつつ、業務効率化に向けた取組を行う。
4から7まで (略)	(略)

別表第2の2から別表第5まで (略)

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。